

特別徴収義務者宛の通知書から個人番号記載欄を除去すること等を求める意見書

2017年（平成29年）4月13日
日本弁護士連合会

当連合会は、特別徴収義務者宛の通知書に個人番号の記載欄があることに関し、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 国は、個人の「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を保護するために、地方税法施行規則を改正し給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の書式から個人番号記載欄をなくすべきである。
- 2 各市区町村は、地方税法施行規則が改正されるまでの間、給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に個人番号を記載しない取扱いとすべきである。

第2 意見の理由

1 特別徴収義務者用通知書の書式変更

国は、平成27年10月29日付け総務省令第91号で地方税法施行規則を改正し、給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）（様式第3号）（以下「通知」という。）について、納税義務者の個人番号を記載する欄を設けた。同書式は、平成29年度以降の年度分の住民税に係る通知に適用されることが予定されている。

同書式に従い通知がなされた場合、市区町村において、特別徴収義務者たる事業者に対し、その従業員等納税義務者の個人番号を記載した通知書を郵送することになる。

総務省によると、個人番号記載の趣旨は、特別徴収義務者において納税者の正しい個人番号を把握してもらうということである。

2 個人番号漏えいの危険性

当連合会は、これまでマイナンバー法の施行に関する会長声明（2015年9月9日）等において、名寄せについて決定的な役割を果たしうる個人番号が漏えいすること等により個人のプライバシーに重大な侵害が起こることについて懸念を示してきた。

そして、今回の制度運用の変更により、市区町村が特別徴収義務者に対して個人番号を記載した通知書を発信することは個人番号の漏えい等につながりかねないものであり、到底容認できない。

以下、具体的に論ずる。

(1) 普通郵便で通知書が送付されることによる危険性

当該通知書については、市区町村において普通郵便により郵送することは何ら禁じられていない。

普通郵便については、配達員において郵送先から配達をしたことの証明をもらう手続は必要とされていない。また、配達員において郵送物を単に郵便受けに入れる等の場合もあるし、郵便受けは第三者から容易に持ち出しができるような形態である場合もある。よって、普通郵便については、誤配あるいは郵便受けから第三者が窃取するなどの危険性がある。つまり、個人番号漏えいの危険性が払しょくできないのである。

この点、書留郵便を利用した場合には誤配等の危険性を一定程度減じることができ。しかし、簡易書留を利用した場合には普通郵便に比べ1通あたり300円程度割高になり、市区町村に重大な経済的負担を与えることになる。そのため、通知書を書留で郵送する市区町村は少数にとどまるとみられる。

(2) 特別徴収義務者における漏えい等の危険性

東京商工リサーチが2016年2月に公表した調査結果によると、個人番号制度の導入対応状況について「概ね完了、すべて完了」と回答した企業は全体の53・0パーセントでしかなかった。つまり、半分程度の企業だけが個人番号の安全管理措置を十全に講じているとの回答だったのである。

実際、2016年4月には、居酒屋を経営する会社から400人程度の個人番号が記載された書類が盗まれるという事態も発生した。

このように、個人としては、自分の勤務先企業が個人番号を適切に管理することについて必ずしも十分期待しえない場合も多々ありうると考えられる。

そのため、実際に個人番号を勤務先には提供しない個人も少なくない。

それにもかかわらず、市区町村において、納税者たる個人の意向とは関係なく特別徴収義務者に個人番号を記載した通知書を送付するのであれば、個人番号について漏えいや不正利用のリスクにさらされたくないとの個人の期待が侵害されることになりかねない。

(3) マイナンバー法の規制内容が周知徹底されているとはいがたいこと

個人番号は悉皆性（住民票を有する全員に付番を行うこと）、唯一無二性を

持ち、特定個人の識別性が極めて高く、利用方法によってはプライバシーなどの侵害の危険性が大きい。そこで、マイナンバー法は、個人情報保護法による保護に上乗せして個人番号が漏えいしないよう、個人番号関係事務実施者に個人番号の適切な管理のために必要な措置を講ずることを義務づける（12条）などしている。これらの規定などにより個人番号関係事務実施者がマイナンバーを適切に取り扱うことが、プライバシー侵害の危険性が高い個人番号の取扱いを正当化するための最低条件なのである。

ところが、現実には、上記のとおり、多くの個人番号関係事務実施者において個人番号を適切に管理しているとは言えない。

そのような状況において特別徴収義務者たる個人番号関係事務実施者に個人番号が記載された通知書を送付することはマイナンバー法の想定するところではなく、プライバシー等保護の観点から許容されないものである。

3 通知書に個人番号を記載しない扱いとすべきこと

(1) 通知書に個人番号を記載しない扱いとすべきこと

上記のとおり、通知書に個人番号を記載する趣旨は、特別徴収義務者において納税者の正しい個人番号を把握してもらうということである。その趣旨が達成されないからといって直ちに特別徴収事務に支障をきたすことはない。

他方、通知書に個人番号を記載することにより「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」が危険にさらされることを考慮すれば、地方税法施行規則を改正し、通知書から個人番号欄を除去すべきである。

(2) 市区町村の判断により個人番号を記載しない取扱いとすべきこと

地方税法施行規則が改正されるまでの間、各市町村においては、通知書に個人番号を記載することのリスクを勘案し、通知書に個人番号を記載しない取扱いとすべきである。

この点、特別徴収義務者に対する通知書は自治事務であるため、各市町村において通知書に個人番号を記載しない取扱いとすることに支障はない。

現に、東京都のいくつかの特別区等においては通知書に個人番号を記載しないことを明らかにしているところである。

4 結論

以上のとおり、当連合会は、個人の「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を保護するために、国が地方税法施行規則を改正し、給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の書式から個人番号記載欄をなくすこと、及び同規則が改正されるまでの間、

各市区町村において給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に個人番号を記載しない取扱いとすることを求める。